

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

【長野市保科温泉、長野市若穂老人憩の家】

長野市監査委員

5 監査第 121号
令和 6 年 3 月 27 日

長野市長
荻原 健 司 様

長野市監査委員	西 島	勉
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199条第 1 項、第 2 項及び第 7 項に規定する、令和 5 年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいた財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）と位置付け、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認するため、長野市監査基準に準拠して監査を実施した。なお、上記監査に関連して同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいた所管部局に対する財務監査及び行政監査も併せて実施した。

第2 監査の対象

監査の対象は、長野市保科温泉（以下、「保科温泉」という。）、長野市若穂老人憩の家（以下、「若穂老人憩の家」という。）の指定管理者 株式会社オーエンス（以下、「オーエンス」という。）及び保科温泉の所管部局である商工観光部観光振興課（以下、「観光振興課」という。）及び若穂老人憩の家の所管部局である保健福祉部高齢者活躍支援課（以下、「高齢者活躍支援課」という。）とし、監査期間は令和 5 年 6 月 7 日から令和 6 年 3 月 22 日までとした。

第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の着眼点は、全国都市監査委員会実務ガイドラインに基づき次のとおりとした。

指定管理者関係	所管部局関係
(公の施設の指定管理者監査としての着眼点) 1 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。 4 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。 5 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 6 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 7 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する	(公の施設の指定管理者監査としての着眼点) 1 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 6 事業報告書の点検は適切になされているか。 7 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 8 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 9 指定管理者制度の採用により、効率的な管理

<p>事務が行われていないか。</p> <p>8 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。</p> <p>(その他)</p> <p>出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、ミス及び不正の起きにくい事務処理とチェック体制（内部統制）が確立されているか。</p>	<p>及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。</p> <p>10 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。</p> <p>11 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。</p> <p>12 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。</p>
--	--

第4 監査の実施内容

1 書類監査

令和4年度及び令和5年度に執行された出納その他の事務のうち、主に令和4年度の出納関係書類等の監査を実施した。

2 実地監査

各施設内の現金・金券類及び備品の管理状況等について実地監査を実施した。

3 説明聴取及び質疑

オーエンス、観光振興課及び高齢者活躍支援課の関係職員から財政援助団体等監査資料等に基づき説明聴取を実施した。

第5 施設、事業の概要

1 概況

保科温泉は、市民の保養及び健康増進並びに交流の場を提供し、福祉の向上及び地域の活性化を図ることを目的に昭和34年8月に国民宿舎永保荘として長野市保科財産区が設置した。その後、平成22年9月末に同財産区が解散となり、国民宿舎永保荘も閉館したが、同年10月からは長野市の直営に移行し、日帰り入浴施設となった。

若穂老人憩の家は、老人憩の家設置運営要綱（昭和40年4月5日付け社老第88号社会局長通知）及び長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例（昭和47年長野市条例第8号）に定める老人福祉施設として、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図る目的で昭和52年2月に長野市が設置した。平

成 22 年 10 月から隣接する保科温泉に移転統合し、複合施設として営業を開始、平成 24 年 4 月からその運営は、指定管理者が行っている。

各施設の概要は表 1、当該事業に係る収支状況及び利用状況等は表 2 及び表 3 のとおりである。

なお、表 2 及び表 3 については、指定管理者から提出された事業報告書等を基に作成している。

表 1

施設の名称	長野市保科温泉、長野市若穂老人憩の家																					
所在地	長野市若穂保科 1185 番地																					
指定管理者	株式会社 オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄 (本社住所：東京都中央区銀座 4-12-15 歌舞伎座タワー20F)																					
指定管理期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (指定管理者の指定回数 平成 24 年 4 月 1 日から継続 3 回目)																					
利用料金制の適用	適用 (指定管理料有り)																					
施設の概要	<p>保科温泉</p> <p>施設：本館 鉄骨造 2 階建て、延床面積 1,292.22 m² (平成 7 年建築) 別館 鉄骨造 2 階一部平屋建て、延床面積 1,084.59 m² (昭和 51 年建築)</p> <p>旧本館 木造 2 階建て、延床面積 400.74 m² (昭和 34 年建築) 大広間 鉄骨造 2 階建て、延床面積 705.70 m² (平成 9 年改築)</p> <p>施設設備：個室 5、食堂、大広間 (54 畳分)、中広間 (40 畳×2)、浴室・ 脱衣室 2、大広間・会議室 (80 名)、事務室 (共有)、機械室</p> <p>未使用施設：客室 22、広間 (80 畳)、宿直室、倉庫、物置</p> <p>職員体制：総括責任者 1 人、受付業務責任者 1 人、受付職員 7 人、 維持管理責任者 1 人、清掃職員 2 人</p> <p>開設年月日：昭和 34 年 8 月 1 日 国民宿舎永保荘として設置 平成 22 年 10 月 1 日 保科温泉と名称変更 (市直営) 平成 24 年 4 月 1 日 (指定管理者制度導入)</p> <p>営業時間：午前 9 時～午後 9 時 (浴室は午前 10 時～午後 9 時)</p> <p>定休日：毎月第三木曜日、12 月 31 日、1 月 1 日</p> <p>利用料：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>料金(円)</th> <th>種別</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">日帰り入浴</td> <td>中学生以上</td> <td>410</td> <td>回数券(11 回券)</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>200</td> <td>回数券(こども)</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>個室利用料</td> <td>2,050</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	種別	料金(円)	種別	料金(円)	日帰り入浴	中学生以上	410	回数券(11 回券)	4,100	小学生	200	回数券(こども)	2,000	個室利用料	2,050		
区分	種別	料金(円)	種別	料金(円)																		
日帰り入浴	中学生以上	410	回数券(11 回券)	4,100																		
	小学生	200	回数券(こども)	2,000																		
	個室利用料	2,050																				

施設の概要	若穂老人憩の家		
	施設設備：大広間(54畳分)、はりマッサージ室2、浴室・脱衣室2、 静養室1		
	開設年月日：昭和52年2月1日 平成22年10月1日（隣接の保科温泉に移転統合） 平成24年4月1日（指定管理者制度導入）		
	営業時間：午前9時～午後4時（浴室は午前10時～午後3時30分）		
	定休日：毎月第三木曜日、12月31日、1月1日		
	利用料：		
	区分	種別	料金（円）
	日帰り入浴	市内に居住する60歳以上の者	250
		その他市長が認める者（身体障害者 手帳等の所持者及びその介護者）	無料
		利用者の付添人	300
静養室 1部屋につき		半日※ 1日	
6畳		600 1,200	
8畳以上		800 1,600	
	回数券（11回券）	2,500	
※半日（午前：午前9時～午後0時30分、午後：午後0時30分～午後4時）			

2 事業の実施状況

(1) 保科温泉の業務

長野市保科温泉の設置及び管理に関する条例（以下「保科温泉条例」という。）に基づき、以下の業務を行っている。

ア 保科温泉条例第4条に規定する次の業務

- ①保科温泉の利用又は利用の承諾に関する業務
- ②保科温泉の施設及び施設の維持管理に関する業務
- ③前2号に掲げるもののほか市長が定める業務

イ 保科温泉条例第8条に規定する利用の制限に関する業務

ウ 保科温泉条例第9条に規定する利用料金の収受に関する業務

(2) 若穂老人憩の家の業務

長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例（以下「老人憩の家条例」という。）に基づき、以下の業務を行っている。

ア 老人憩の家条例第4条に規定する次の業務

- ①若穂老人憩の家の利用の受付等に関する業務
- ②若穂老人憩の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

③前2号に掲げるもののほか市長が定める業務

イ 老人憩の家条例第8条に規定する利用の制限に関する業務

ウ 老人憩の家条例第9条に規定する利用料金の収受に関する業務

(3) 共通の業務

ア 保科温泉及び若穂老人憩の家の業務に掲げるもののほか、本施設の管理に関し長野市が必要と認める業務

(4) 自主事業

指定管理者が行った主な自主事業は以下のとおりである。

ア 企画、イベント行事(カラオケお楽しみ会、将棋大会、七夕祭り、桜まつりなど)

3 収支状況

指定管理者及び市の平成30年度から令和4年度の収支は、次表のとおりである。

表2-1

(単位：円)

		指定管理者収支					
		項目	金額				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定事業	収入	利用料金	21,656,730	20,587,170	15,574,501	18,927,600	19,154,770
		指定管理料	20,800,000	20,992,592	23,473,184	22,326,672	21,991,861
		販売等収入	1,346,488	1,375,759	980,312	1,258,399	1,182,945
		計	43,803,218	42,955,521	40,027,997	42,512,671	42,329,576
	支出	人件費	16,906,847	17,005,409	15,781,000	17,068,693	16,919,984
		設備管理費	2,862,276	3,101,222	3,613,324	3,420,395	2,886,160
		備品購入費	3,020,193	2,750,228	2,326,489	1,534,816	1,848,726
		修繕費	1,068,060	449,741	1,017,473	1,721,437	452,170
		光熱水費	15,786,755	14,863,094	12,720,345	15,214,456	16,000,346
		事業費	1,463,946	1,278,430	1,147,156	1,028,174	1,022,268
事業経費	733,178	838,896	683,178	774,605	1,543,535		
本社経費	650,000	650,000	1,295,000	1,295,000	1,295,000		
その他	1,361,289	1,902,842	1,495,186	1,607,027	2,183,352		
計	43,852,544	42,839,862	40,079,151	43,664,603	44,151,541		
	指定事業損益	△49,326	115,659	△51,154	△1,151,932	△1,821,965	
自主事業	収入	イベント収入	5,610,470	5,177,970	3,435,771	3,987,316	24,678
		計	5,610,470	5,177,970	3,435,771	3,987,316	24,678
	支出	諸経費	5,576,046	4,935,668	3,625,168	5,155,781	2,500
		計	5,576,046	4,935,668	3,625,168	5,155,781	2,500
	自主事業損益	34,424	242,302	△189,397	△1,168,465	22,178	
損益		△14,902	357,961	△240,551	△2,320,397	△1,799,787	

表 2-2

(単位：円)

		市の収支					
		項目	金額				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定事業	歳入	使用料	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	歳出	指定管理料	20,800,000	20,992,592	23,473,184	22,326,672	21,991,861
		委託料	0	0	0	0	88,000
		修繕費	323,622	0	418,000	199,650	0
		工事請負費	1,277,640	3,687,768	643,500	699,600	649,000
		備品購入費	69,336	0	164,450	168,900	0
その他	126,120	126,120	0	0	0		
計	22,596,718	24,806,480	24,699,134	23,394,822	22,728,861		
差引		△22,596,718	△24,806,480	△24,699,134	△23,394,822	△22,728,861	
自主事業							

4 施設の利用状況

施設の利用状況は次表のとおりである。

表 3

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保科温泉	入浴利用者数(人)	47,413	45,636	34,524	43,589	44,197
	利用料収入(円)	18,864,930	18,336,240	13,743,490	17,438,050	17,431,970
若穂老人憩の家	入浴利用者数(人)	21,651	18,892	14,408	9,651	11,388
	利用料収入(円)	2,791,800	2,250,930	1,823,750	1,489,550	1,722,800

第6 監査の結果

前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

改善を要する事項は、次のとおりである。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 指定管理に関する基本協定の變更に伴う協議について

基本協定書に規定する個人情報の保護義務及び情報公開に関する条項變更やインボイス制度へ対応する追加条項が生じていたが、施行前に指定管理者と協議されていなかった。

基本協定に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【観光振興課】

2 建物及び敷地の管理範囲について

指定管理者募集要項の建物の構造に示す延床面積は、公有財産台帳に登録している数値を示すべきところ記載誤りがあった。また、基本協定書において、指定管理者が管理

すべき敷地の範囲が示されていなかった。

建物及び敷地の管理範囲を明確に示した上で協定を結ばれたい。

【観光振興課】

3 若穂老人憩の家の冷暖房費について

冷暖房費は、老人憩の家条例別表で実費を勘案して市長が別に定める額とされている。保科温泉との統合前は市が定めた額を徴収していたが、統合後は料金を定めた根拠がないまま1回につき100円を徴収していた。

条例に基づき、適正金額を定め徴収されたい。

【高齢者活躍支援課】

第7 意見

1 料金設定について

保科温泉の利用料金は、中学生以上410円、小学生200円で、近隣の日帰り温泉施設と比べて安く設定されている。料金設定は、旧国民宿舎永保荘の当時の料金に消費税率の改定分が一部反映されているものの、これまで大きな見直しは行われていない。

昨今の燃料価格等の高騰によりコストが上昇しており、適切な料金設定となるよう検討されたい。

【観光振興課】

2 施設修繕について

ペレットボイラー及びエントランスの空調が故障し運転が停止したが、市の予算措置等の手続きの都合により、修繕が実施されるまでに相当の日時を要した。修繕の遅れによって、温泉を加温する重油コストの上昇、真夏にエアコンが使えないことによる利用者サービスの低下が生じた。

このような施設運営上重要な設備が故障した場合、市の所管課は、予算の流用などによる迅速な対応を検討されたい。

施設の老朽化が進んでいるが、長野市公共施設個別施設計画（以下、「個別施設計画」という。）において保科温泉の今後の方針を民間譲渡として、大規模修繕が計画されていないことから、利用者へのサービス水準が年々低下していくことになる。大規模修繕に着手するためには、民間譲渡等をいつ実施するかというロードマップが明確になっていることが必要である。

施設運営を継続していく限りは、施設の機能を維持していくことが必要であり、個別施設計画の方針と大規模修繕の在り方について検討されたい。

【観光振興課】

3 隣接市有地の有効利用について

隣接市有地の旧マレットゴルフ場の土地は、指定管理者が一部を桜まつりに使用しているが、それ以外の時期は活用されていないため、土地の有効利用を検討されたい。

【オーエンス 観光振興課】

4 複合施設の運営について

保科温泉と若穂老人憩の家は、同じ建物の中に二つの施設が入居する複合施設であるが、いずれも温泉入浴という同じ性格の施設である。両施設の浴室と休憩室は、完全に分けられており、入浴時間は、保科温泉が午後9時までであるのに対し、若穂老人憩の家は午後3時30分までと短く、また、若穂老人憩の家にはシャンプー等の備付けがないなど異なる利用条件となっている。

指定管理に関する「業務仕様書」において、基本方針を「利用者が世代を超えて交流のできる、地域に根差した施設となることを目指す」としているが、高齢者、若者、子どもなど多世代が交流する機会が制限されている。利用者によって浴室及び休憩室を分けることは、利用の偏りが生じコストにも無駄が生じる上に、混雑時に利用者を分散させるなど柔軟な運営ができないため、改善が必要である。

例えば、両施設の浴室等の区別をなくし、料金を一本化した上で、老人憩の家利用券を提示した市民に対しては経過措置として従前の料金を適用することとすれば、これまで老人憩の家を利用していた高齢者が午後3時30分以降も入浴できるようになり、サービスの向上につながる。複合施設の効率的な運営及び利用者サービスの向上につながるよう条例の改正を検討されたい。

【オーエンス 観光振興課 高齢者活躍支援課】

5 温泉施設に係る個別施設計画について

温泉施設は民間で実施可能な施設として、個別施設計画では、原則、民間譲渡の方針となっている。しかし、中山間地域にある温泉施設は、利用料金だけで採算を取るのには困難であり、民間譲渡すれば、いずれ廃止になる可能性が高い。

長野市やまざと振興計画では、地域資源を活かして中山間地域の振興を図るという考え方が示され、長野市観光振興計画では、観光の力を活用して中山間地域を守り、維持していくことも観光振興の大きな役割だとし、中山間地域の地域資源を見つけ、磨き、発信していくとしている。

このため、サウンディング型市場調査等を活用して、温泉施設ごとに地域資源としての価値や市場性の有無等を評価した上で、中山間地域の振興方針と整合が取れた個別施設計画に見直すことを検討されたい。

【観光振興課】

